

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社廣田創建	代表者氏名	廣田 翼
主たる営業所の所在地	倉敷市玉島乙島7471-449		
許可番号	岡山県知事 般-3 第26416号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、し、 水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年6月5日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第29条の2第1項該当		
処分の内容			
<p>建設業法第29条の2第1項の規定による許可の取消し</p>			
処分の原因となった事実			
<p>株式会社廣田創建の営業所の所在地が確知できず、その旨の事実を公告したが、その公告の日から30日を経過しても申出がなかった。 このことは、建設業法第29条の2第1項に該当すると認められるものである。</p>			
その他参考となる事項			